

第6章 乗車券類の改札及び引渡し

第1節 通 則

(乗車券類の改札)「規則228」 [連規準用]

第98条 乗車の目的で乗降場に入場し、又は乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券類を所持して係員の改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときは、いつでもその所持する乗車券類の改札を受けなければならない。当該乗車券類の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についてもまた同じ。

(乗車券類の引渡し)「規則229」 [連規準用]

第99条 旅客はその所持する乗車券類が効力を失い、若しくは不要となった場合又はその乗車券類を使用する資格を失った場合は、当該乗車券類を係員に引渡すものとする。

第2節 乗車券類の改札及び引渡し

(普通乗車券の改札及び引渡し)「規則230」 [連規準用]

第100条 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受けるものとする。ただし、駅員無配置駅から乗車する場合はこの限りではない。

2 普通乗車券を使用する旅客は、旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に引渡すものとする。ただし、規則第15条に規定する旅客は、乗車駅証明書により運賃料金の精算を行うものとする。

(定期乗車券の改札及び引渡し)「規則231」 [連規準用]

第101条 定期乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了した際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。ただし、駅員無配置駅より乗車する場合は、旅行開始時の乗車券呈示を省略できる。

2 定期乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に、直ちにこれを係員に引渡すものとする。

(普通回数乗車券の改札及び引渡し)「規則232」 [連規準用]

第102条 回数乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際に、当該乗車券を係員に呈示して入鋏を受け、旅行を終了した際に、これを係員に引渡すものとする。

ただし、駅員無配置駅より乗車する場合は、旅行開始時の乗車券呈示及び入鋏を省略

できる。

(団体乗車券の改札及び引渡し)「規則233」 [連規準用]

第103条 団体乗車券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際及び途中下車をする際に、当該乗車券を係員に呈示してその改札を受けるものとする。

2 前項の引率者は、団体旅客が券面に表示された発着区間の旅行を終了した際にその所持する乗車券を係員に引渡すものとする。

第3節 急行券の改札及び引渡し

(急行券の改札及び引渡し)「規則234」 [連規準用]

第104条 急行券を使用する旅客は、急行列車に乗車する際に、当該急行券を係員に呈示して改札を受け、下車した際に、使用済みの急行券を係員に引渡すものとする。

第4節 特別車両券の改札及び引渡し

(特別車両券の改札及び引渡し)「規則235」 [連規準用]

第105条 特別車両券を使用する旅客は、特別車両に乗車する際に、当該特別車両券を係員に呈示して改札を受け、下車した際に、使用済みの特別車両券を係員に引渡すものとする。